

湖西市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく湖西市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するために湖西市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の見直しに関すること
- (3) 計画の推進に関すること
- (4) 計画に関する事項を調査審議すること
- (5) 地域福祉の推進に関すること
- (6) 社会福祉法人の社会福祉充実計画の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のなかから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民団体の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 関係専門機関・社会福祉施設の代表者
- (4) 市行政関係者
- (5) 学識経験者または福祉に関する識見を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。